



目 次	ページ
規 則	
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知（10件）（治山林道課）	1
○保安林の解除予定の通知（2件）（ 〃 ）	3
公 告	
○採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	3
	（7・14掲示）
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者	3
	（7・19掲示）
落札公告	
○落札者等の公告（教育委員会事務局教育政策課）	4
○〃（警察本部会計課）	4

規 則

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第50号

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項ア中「第74条第2項」を「第74条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第498号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
宿毛市松田町5332の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松田町5332の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第499号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐江川字鍋谷3459の1、3460の2、3461から3464まで、字サレサコ山3478の3、3478の6、3479の1、3479の3、3480の3、4721の29、4721の32
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鍋谷3459の1・3460の2・3461（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字サレサコ山3480の3、4721

の32（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第500号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町戸中字明堂畝128の1、字和田ノ谷32
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字明堂畝128の1（次の図に示す部分に限る。）、字和田ノ谷32（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第501号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年8月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所

<p>高岡郡佐川町古畑字カフスカ谷奥743、747</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字カフスカ谷奥743・747（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第502号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年8月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡樺原町上本村197、198、201、214、218、219</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 上本村214（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樺原町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第503号</p>	<p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年8月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡樺原町上西の川7から10まで、25、26、29</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 上西の川9・26・29（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樺原町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第504号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年8月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町古城字上ハヲトナシ530の3、530の4、530の6、字ヲトナシ532、536</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字上ハヲトナシ530の4・530の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヲトナシ532・536（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の</p>	<p>所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第505号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年8月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町十川字カナラシ1362の1、1362の3、1362の4</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字カナラシ1362の1・1362の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第506号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年8月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町十川字カンツクリ782の2、字押川1274の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p>
---	---	---

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字カンツクリ782の2（次の図に示す部分に限る。）、
 字押川1274の1（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 い。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
 期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に
 備え置いて縦覧に供する。）
高知県告示第507号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨
 の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の
 規定により告示する。
 平成23年8月2日
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
 高岡郡四万十町野々川字一本木413の4、字口重バタ411の1
 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字一本木413の4（次の図に示す部分に限る。）、字口
 重バタ411の1（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
 い。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
 期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に
 備え置いて縦覧に供する。）
高知県告示第508号
 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通
 知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定

により告示する。
 平成23年8月2日
 高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
 香美市物部町別府字船ヶ谷538の15（国有林）
 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 3 解除の理由
 道路用地とするため
高知県告示第509号
 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通
 知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定
 により告示する。
 平成23年8月2日
 高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
 吾川郡仁淀川町泉字トリガタ1024の1・1024の5（以上2筆
 について次の図に示す部分に限る。）、別枝字カゲ畠2907の43
 ・2907の44・2907の47・2907の48・2907の53（以上5筆につい
 て次の図に示す部分に限る。）、字日比原2771の43（次の図に
 示す部分に限る。）、大植字黒滝1886・4734（以上2筆につい
 て次の図に示す部分に限る。）、字鳥形5262（次の図に示す部
 分に限る。）、高岡郡津野町芳生野字大黒丙4446の5（次の図
 に示す部分に限る。）
 2 保安林として指定された目的
 水源のかん養
 3 解除の理由
 鉱業用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部
 治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定によ
 り、採石業務管理者試験を次のとおり行う。
 平成23年8月2日
 高知県知事 尾崎 正直

1 試験の場所
 高知市丸ノ内二丁目1番19号
 高知県職員能力開発センター 201会議室
 2 試験の期日
 平成23年10月14日（金）午前10時から正午まで
 3 試験科目及び出題範囲
 (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を
 含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、
 破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生
 ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並
 びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
 4 受験手続
 受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）
 様式第9によるもの）に写真（手札形とし、受験願書提出前6
 月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月
 日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を添えて提出するこ
 と。
 5 受験願書の提出期間
 平成23年9月1日（木）から同月16日（金）まで（日曜日及
 び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間
 に受け付ける。
 なお、郵送による場合は、平成23年9月16日付けの消印のあ
 るものまで受け付ける。
 6 受験願書等の提出先
 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 高知県商工労働部工業振興課
 7 試験手数料
 8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入する
 こと。）

 公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成23年7月14日（揭示済）
 高知県公安委員会委員長 近森 正幸
高知県公安委員会規則第8号
高知県警察組織規則の一部を改正する規則
 高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）
 の一部を次のように改正する。
 第39条を次のように改める。
 （本部長の職務代行者）
第39条 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、職務代行者
 がその職務を行う。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

 監査委員告示

高知県監査委員告示第1号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定
 により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が
 調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月19日(掲示済)

高知県監査委員 浜田 英宏
同 桑名 龍吾
同 坂本 千代
同 朝日 満夫

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
大塚 丈 高知市升形4番3号 県庁前クリニックビル3階
津田 久敬 //

2 監査の事務を補助できる期間
平成23年7月19日から平成24年3月31日まで

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年8月2日
高知県教育長 中澤 卓史

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
情報通信システム開発委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年6月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号

5 随意契約に係る契約金額
58,590,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年8月2日  
高知県警察本部長 加藤 晃久

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
交通事故情報管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日  
平成23年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
シャープファイナンス株式会社香川支店高知営業所 高知市高須一丁目14番43号
- 5 落札金額  
月額 721,087円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成23年4月26日